

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 9 月 26 日 (金曜日)

定期 第 650 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（総務・税制企画課）	749
建設業法施行細則の一部を改正する規則（県土整備・建設業課）	750
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（県土整備・建設業課）	750
収入証紙に関する条例施行規則を廃止する規則（総務・財政課）	750
○告示	
令和 6 年能登半島地震の被災地域における県税に関する申告期限等の延長の期限（総務・税制企画課）	753
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（環境農政・水源環境保全課）	753
神奈川県障害者職業能力開発校における令和 8 年度の訓練職系、訓練生の定員及び訓練期間（産業労働・産業人材課）	753
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	754
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防課）	754
○企業管理規程	
神奈川県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	755
神奈川県県営上水道条例施行規程の一部を改正する規程（企業・経営課）	756
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧（4 件）（県土整備・都市計画課）	757
開発行為に関する工事の完了（平塚土木事務所）	758
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	758
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の中止（警察・会計課）	758

規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 88 号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和 45 年神奈川県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 7 条第 9 項」を「第 7 条第 8 項」に改める。

第 2 条第 17 号中「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 28 項」に改め、同条第 18 号イ中「就労移行支援若しくは同条第 14 項」を「就労選択支援、同条第 14 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 15 項」に改め、同条第 19 号中「第 5 条第 26 項」を「第 5 条第 27 項」に、「行い、同法」を「行い、障害者総合支援法」に改め、同条第 20 号及び第 27 号中「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 28 項」に改め、同条第 28 号イ中「就労移行支援若しくは同条第 14 項」を「就労選択支援、同条第 14 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 15 項」に改め、同条第 29 号中「第 5 条第 26 項」を「第 5 条第 27 項」に、「行い、同法」を「行い、障害者総合支援法」に改める。

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇四五) 二一〇一一一一

告 示

神奈川県告示第453号

令和 6 年能登半島地震の被災地域における県税に関する申告期限等の延長（令和 6 年神奈川県告示第12号）に規定する別に告示で定める期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年10月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

令和 7 年 9 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

神奈川県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 26 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相模原市緑区青野原字山根1, 421の 1 ・厚木市下荻野字西山2, 149の21から2, 149の25まで（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、2, 149の68

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課並びに相模原市役所及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第455号

神奈川障害者職業能力開発校における令和 8 年度の訓練職系、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。